

○三鷹市生活安全推進協議会要綱

平成 15 年 1 月 30 日施行

〔注〕平成 26 年 4 月 1 日から改正経過を注記した。

改正

平成 16 年 4 月 26 日施行

平成 22 年 4 月 8 日施行

平成 26 年 4 月 1 日施 行

三鷹市生活安全推進協議会要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、[三鷹市生活安全条例（平成 14 年三鷹市条例第 29 号）第 8 条](#)に規定する三鷹市生活安全推進協議会（以下「協議会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生活の安全に関する意識の高揚を図るための広報及び啓発に関すること。
- (2) 生活の安全を向上させるための調査研究に関すること。
- (3) 市民等、事業者、土地所有者等、ボランティア、民間非営利組織、市内の公共的団体及び関係行政機関の協働による生活安全活動の推進に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 協議会は、[別表](#)に掲げる団体、機関等で構成し、当該団体、機関等から選出等をされた委員をもって組織する。

2 協議会は、特に必要があると認めるときは、前項の委員以外の者を臨時の委員とすることができる。

(委員の任期)

第 4 条 前条第 1 項の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 2 項の委員の任期は、2 年以内で市長が定める期間とする。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置く。

2 会長は、協議会において互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会議を取りまとめる。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代行する。

(招集)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

(会議)

第 7 条 協議会の会議は、出席委員の同意により決める。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、総務部安全安心課及び防災課、教育委員会事務局教育部指導課において行う。

一部改正〔平成 26 年 4 月 1 日施 行〕

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月30日から施行する。

附 則 (平成16年4月26日施行)

この要綱は、平成16年4月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年4月8日施行)

この要綱は、平成22年4月8日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日施行)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

団体、機関等	人数
三鷹防犯協会	1
三鷹市公立学校PTA連合会	1
住民協議会	1
町会・自治会	1
三鷹市老人クラブ連合会	1
三鷹市消費者団体連絡会	1
財団法人三鷹国際交流協会	1
公募市民	3
三鷹市公立小・中学校長会	1
三鷹市私立幼稚園協会	1
三鷹商工会	1
警視庁三鷹警察署	1
東京消防庁三鷹消防署	1
三鷹市	1